

デイサービスセンター 吉田さくらの里
指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 4690100260)

当事業所はご契約者(以下利用者)に対して指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。

事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

- ※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要支援』『要介護』と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目次 ◆◇

- 1. 事業者の概要**
- 2. 事業所の概要**
- 3. 職員の配置状況**
- 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金**
- 5. 苦情の受付**
- 6. 個人情報の取り扱い**

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 有限会社 さくら商事
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市坂之上八丁目28―5
- (3) 代表者氏名 代表取締役 中村敏子
- (4) 設立年月日 平成19年9月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所
(共用型指定認知症対応型通所介護・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護)

介護保険事業所番号 4690100260 (平成 19 年 9 月 14 日指定)

* 当事業所は指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所『グループホーム吉田さくらの里』の施設共用スペースを利用し、サービス提供を行なう通所介護事業所です。
- (2) 事業所の目的
指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 吉田さくらの里
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市東佐多町 2060 番地
- (5) 電話番号 099－295－2422
- (6) 管理者氏名 小園 康子
- (7) 事業所の運営方針
当施設は地域の高齢者福祉ネットワークの拠点として、住み慣れた地域で生活し

続けられる地域福祉の街づくりに寄与する使命を持って運営します。そして、在宅の認知症高齢者に対し、通所により各種サービスを提供することによって、認知症の程度の軽減、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、援助をさせていただきます。

(8)開設年月日 平成 19 年 9 月 18 日

(9)通常の事業実施地域

鹿児島市 東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼ヶ岡

(10)営業日及び営業時間

定休日 日曜日、お盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)

受付時間 8:30 ～ 17:30

サービス提供時間(基本) 8:30 ～ 16:00

(11)利用定員 月曜日～土曜日 3 名

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員
管理者	1名
介護職員、生活相談員	8名以上

＜主な職種の勤務体制＞

『グループホーム 吉田さくらの里』における認知症対応型共同生活介護事業との兼務での勤務体制となっています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|--|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

・食事

当事業所では、職員の立てる献立表により、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(但し、食材料費は別途いただきます。)

(食事時間) 11:30 ~ 13:00

・入浴

入浴または清拭の介助を行います。

・排泄

利用者の排泄の介助を行います。

・送迎

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

・生活援助(介護)

利用時間における必要な介護を行います。

<利用料金>

I.指定認知症対応型通所介護

サービス利用料金(1回当たり)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と介護保険負担割合証の割合の額に応じて異なります。)
(介護保険割合証の割合の額 1割の場合のサービス利用料、利用時間 7時間から8時間未満の場合)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料	¥5,220	¥5,410	¥5,590	¥5,770	¥5,970
介護保険から 給付される金額	¥4,698	¥4,869	¥5,031	¥5,193	¥5,373
サービス利用に係る 自己負担額	¥522	¥541	¥559	¥577	¥597

II.指定介護予防認知症対応型通所介護

サービス利用料金(1回当たり)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と介護保険負担割合証の割合の額に応じて異なります。)
(介護保険割合証の割合の額 1割の場合のサービス利用料、利用時間 7時間から8時間未満の場合)

要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス利用料	¥4,830	¥5,120
介護保険から 給付される金額	¥4,347	¥4,608
サービス利用に係る 自己負担額	¥483	¥512

I、IIに共通して加算されるサービス利用料金

サービス内容	入浴加算 I	入浴加算 II	延長サービス
サービス利用料	¥400	¥550	¥ 500(1時間ごとに)
介護保険から 給付される金額	¥360	¥445	¥450
サービス利用に係る 自己負担額	¥40	¥55	¥50

※加算 II は医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を助言・評価します。また、個別の入浴計画を作成します。

※延長サービスは、9時間を越えてサービスを利用される場合です。

● 処遇改善加算(サービス利用料金は要介護度に応じて異なります。)

1ヶ月につきサービス利用料金(1割の場合の自己負担額)×加算率(国が定める率)を加算させていただきます。

● 特定処遇改善加算(サービス利用料金は要介護度に応じて異なります。)

1ヶ月につきサービス利用料金(1割の場合の自己負担額)×加算率(国が定める率)を加算させていただきます。

● サービス提供体制加算 I (介護職員の勤務状況によって変動いたします)

1. サービス利用料金 (1日あたり)	220 円
2. うち介護保険から給付される金額	198 円
3. 自己負担額 (1—2)	22 円

※介護福祉士の介護職員に占める割合が、常勤換算方法で70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上となった場合1日につき22円加算させていただきます。

●サービス提供体制加算Ⅱ（介護職員の勤務状況によって変動いたします）

1. サービス利用料金（1日あたり）	180円
2. うち介護保険から給付される金額	162円
3. 自己負担額（1—2）	18円

※介護福祉士が50%以上となった場合1日につき18円加算させていただきます。

●サービス提供体制加算Ⅲ（介護職員の勤務状況によって変動いたします）

1. サービス利用料金（1日あたり）	60円
2. うち介護保険から給付される金額	54円
3. 自己負担額（1—2）	6円

※介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上の介護職員30%以上となった場合1日につき6円加算させていただきます。

※サービス提供体制加算はⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれか一つのみの加算とする。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

・食費（食材料費含む）

利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり300円（別途おやつ代1回50円）

・通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記の料金を頂きます

料金：1kmあたり50円

・レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費

・日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担していただきます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う

1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、現金支払いもしくは、銀行振り込みにてお支払い下さい。

(4) 利用日の中止、変更、追加

・利用者の都合により、利用予定日の利用を中止される場合は、利用予定日前日の午後5:00までに事業者申し出てください。

・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として当日利用料金全額(自己負担相当額)をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用日の変更、追加をされる場合は、サービス実施日の前日までに事業者申し出てください。

5. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

管理者 小藺 康子

電話番号 099-295-2422

受付時間 平日(月～土) 8:30 ～ 17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・鹿児島市役所 吉田支所

電話番号 099-294-2211

・国民健康保険団体連合会(介護相談室)

電話番号 099-213-5122

・鹿児島県社会福祉協議会(福祉サービス運営適正化委員会)

電話番号 099-286-2200

6. 個人情報の取扱い

当事業所では個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて、当法人で規定する諸規則等により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示する。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用する。

印